

川崎市告示第649号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市港湾施設条例第2条の2第3項の規定により告示します。

令和7年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(港湾施設の名称) 港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）に掲げる、護岸、荷さばき地、ふ頭用地、事務所、事務所附帯施設、港湾厚生施設、駐車施設、軌道走行式荷役機械及び電気施設 (港湾施設の所在地) 川崎市川崎区東扇島92番地、及び93番地の一部 (川崎港コンテナターミナル関連施設)
指定管理者	(所在地) 横浜市西区みなとみらい2丁目3番地1号 クイーンズタワーA棟 14階 (名称) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 (代表者名) 中井 拓志
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで